

第二十六号議案

江戸川区街づくり基金条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区街づくり基金条例の一部を改正する条例
 江戸川区街づくり基金条例（平成元年三月江戸川区条例第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

江戸川区JR小岩駅周辺地区等街づくり基金条例

第一条中「総合的な」を「JR小岩駅周辺地区等の総合的な」に、「江戸川区街づくり基金」を「江戸川区JR小岩駅周辺地区等街づくり基金」に改める。

第六条中「必要な場合に」を「に必要な場合は」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

将来世代への負担軽減のために積立を行うに当たり、よりわかりやすいものとするため、目的及び用途を再編し、基金の名称を変更するほか、規定を整備する必要がありますので、本案を提出いたします。